

審議会等名称	第 21 回神奈川県障害者施策審議会
開催日時	平成 30 年 8 月 28 日（火曜）10 時 00 分から 11 時 00 分
開催場所	波止場会館 5 F 多目的ホール
出席者	◎堀江会長、○堀越副会長、河原委員、猿渡委員、小山委員、野口委員、須貝委員、堤委員、安藤委員、伊部委員、六反委員、赤坂委員、成田委員、在原委員、小川委員、徳田委員、高橋委員
次回開催予定	9 月 7 日（金曜）
問合せ先	障害福祉課調整グループ 伊藤 電話 0 4 5（2 1 0）4 7 0 3 FAX 0 4 5（2 0 1）2 0 5 1
会議記録	発言記録：要約 要約した理由：委員会の申合せ
会議の概要	以下のとおり
<p>福祉子どもみらい長あいさつ</p> <p>（事務局） それでは、議事に入ります。 議題（1）会長・副会長の選出について、です。 審議会の運営に当たりまして、まず、会長を選出していただく必要がございます。本審議会条例第 4 条第 1 項の規定により、審議会の会長は、委員の互選によって定めることとされています。今期の審議会の会長につきまして、ご意見等がございましたら、どうぞ、ご発言をお願いいたします。</p> <p>（堤委員） よろしいでしょうか。 津久井やまゆり園再生基本構想を見事にまとめていただいた堀江委員に引き続きぜひお願いしたいと思います。</p> <p>（事務局） ただいま、堤委員から、前会長の堀江委員に引き続き会長をお願いしたいというご発言がございました。皆さまいかがでしょうか。</p> <p>（異議なし） ご異議がないようですので、堀江委員に会長をお願いいたします。</p> <p>また、審議会条例第 4 条第 3 項の規定により、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することとされております。 つきましては、堀江会長から、そうした際に、会長の職務を代わって行っていただく副会長の指名をお願いします。</p> <p>（堀江会長） 去年を含めて一緒に会の進行をとりまとめいただきました堀越委員に副会長をお願いしたいと思います。</p> <p>（堀越委員、了承）</p>	

(事務局)

それでは、堀江会長、堀越副会長には、会長席、副会長席にお移りいただき、会長に以後の進行をお願いいたします。

(堀江会長)

それでは引き続き議事を進めます。

議題(2)「かながわ障がい者計画について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料1～資料6、参考資料1、2により事務局から説明。

(堀江会長)

次回9月7日には、骨子案が出るとのことなので、今日はこの時間に重点項目なり、評価が不十分なところなどについてご意見いただきたいと思います。

まずいくつかご意見をいただく中で問題を絞っていきたいと思います。

(須貝委員)

資料2のかながわ障害者計画の評価の28ページから31ページに障害者雇用の促進とありますが、近ごろニュースを賑わせている雇用について、雇用率の水増しが行われているという報道がなされています。政府が自治体に調査を依頼したとのことですが、神奈川県の場合は調査は進んでいますか。

(事務局)

県の障がい者雇用率の状況につきましては、直接は人事課などの部局で担当しております。国から調査が来たかどうかは把握していませんが、県の方で、確認をしており、近々調査結果を公表する予定と聞いております。

(堀江会長)

ありがとうございました。

報道ではかなりの都府県で確認していなかったり、手続きが不十分であったとされていますので、県としては、動いていることと思います。なるべくこの審議会ではかなりコアになることだと思うので、どこまで調べてあるかわかりませんが、次回の9月7日の時には、ある程度明確にご準備ください。

(川名福祉部長)

県で調査をしていますので、それを発表する機会もあると思っております。先日、知事が中間的な報告で、調査状況の流れは言っていましたが、一部はまだ確認すべき点があるということで、調査状況がはっきりした段階で発表させていただきます。

(堀江会長)

なるべく明確にお答えいただくのがありがたいので、事務局としても表現の方法など工夫して私たちに伝えてください。

(堤委員)

資料1の12ページ、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を普及するためということで、イベントが行われました。このイベントというのは、横浜市内で行われているため、遠

方の方は電車代などもかかりますし、来られませんので、やるとすれば、一か所だけでなくいろんな場所でやる必要があると思います。そうでないと本当の意味での効果が出ないのではないかと思います。この理念を広めていくためには、このみんなあつまれというイベントも良いが、県社会参加推進協議会で取り組んでいる研修会や講演会で、圏域ごとに何か所かで開催し広めていくのも一つの方法ではないかと思います。

横浜で一か所だけでは、本当に効果があるのかどうか疑問に思います。

それからもう一つは、自立支援協議会で調査をされたというご説明がありました。資料6の地域移行支援のところグループホームのところを見てみますと、「地域内のグループホーム、視覚障がい・重度障がい・精神障がい、医療的ケアに対応可能なグループホームが不足している。」の項目に○印の回答をされた協議会は、川崎市、鎌倉市、寒川町の3市町しか載っていませんが、そんなことはあり得ないです。どのような調査をされたのか疑問に思います。本当にたくさんあります。精神の場合、多くの市町村にグループホームがありません。また、あったとしても大幅に不足しております。次回調査される時には、身体、知的、精神に分けて調査された方が実態をつかみやすいと思います。

最後に資料4の想定スケジュールによると、8月下旬に「障がい者団体に重点的に取り組むべき事項について文書で意見照会」とあります。これは、各障がい者団体に聞き取りということだと思いますが、期間はこんなに短期間ではできません、時間を要します。重点的に取り組んでほしいことについて、市町村家族会から意見を挙げていただき、その意見をまとめてご報告したいと思っております。そういう意味でも時間をとっていただければありがたいです。

(堀江会長)

これは、検討していただくということでよろしいですか。

例年より審議会の開催なども遅れていると思いますので、スケジュール配分なども検討いただきたいと思います。

(事務局)

意見照会させていただきますけれども、ご回答いただくまでの時間については、長くとりたいと考えています。

審議会につきましては、本来は今日ではなくもう少し早く開催する予定でした。台風という不可抗力で本日にずれ込んでいるわけですが、全体のスケジュールをしっかりと管理してやっていきたいと思っています。

(事務局)

堤委員からイベントの関係のご意見ありがとうございます。

3月に開催したイベントの検証をする中で、やはり広がりと継続性を持って進めていくことが必要であるということで、今年度の「みんなあつまれ」としましては、障がい福祉サービス事業所の方にご参加いただきまして、県内4か所、県西の方では足柄上郡ですとか、あるいは湘南では平塚ですとか、相模原市、横浜ということで、幅広い展開を継続的にやっていこうと考えております。

また、深く議論する場も必要だということで、これまで12月に障がい者差別解消フォーラムという形でやっていたけれども、これを広げまして差別解消とともに生きるについて議論したいと考えております。これ以外にも地域の行事に顔を出させていただいて普及啓発する機会を幅広く設けていきたいと思っています。皆様にもできるだけご案内させていただきますので、よろしく申し上げます。

(堀江会長)

他にご意見をお願いします。

(伊部委員)

評価の件と今後に向けてのご提案と2点お話をします。

19 ページの一番下のところの看護職の確保に関してです。「人材の育成、確保ができてい
る」と、私ども社協のかながわ福祉人材センターの名前もご紹介いただきまして大変ありが
たく思っておりますが、施設の関係者に聞きますと人材の確保、特に看護師の確保につつま
しては、非常に難しいというお話をいただきますので、もしこういう記述をするのであれば、
それなりの根拠がないとここまで言い切る形というのは、なかなか難しいのではないかなと
思っています。

施設の存続に関わるというところで、高額な人材派遣で受け入れてなんとかしているとい
う現状を、確保できていると言っているのかもしれませんが、なかなかこういう表現では施
設経営者のみならず看護師さんを必要としている現場の障がい当事者の皆様にもご納得いた
だけないのではないかと感じました。

もう一点は、この計画は障がい福祉関係課というよりもむしろ障がい福祉を取り巻く全体
の計画という理解を私はさせていただいているところですが、特に災害の対応に関しては、
今から10年近く前に出しました要支援者に対する取組につきましても障害福祉課とは別の
ところで見直しに着手したと伺っているところです。主な実施主体としては、どうしても市
町村が中心となりますので、県が特別大きな役割を果たすというわけではないと認識してい
るところですが、防災については大きなウエイトを占めますので、次の計画のところでは、
県庁の他の部署で行うものだとしてもやはりこの中で少し表現をして取り入れたほうがよろ
しいかと考えました。

(小川委員)

いくつかお願いをしたい。

評価のところを読みますと、例えば障がいを理由とする差別や偏見が「あると思う」と回
答した方が53.6%に上っていて今後継続的に取り組まなければいけないということが書かれ
ているのは、わかるのですが、その他については、各発達障害支援センターや高次脳機能障
がいの拠点施設とか障害者権利擁護センターの設置運営というふうになっており、そういっ
た機関の運営とか講座、研修の設定だとか書かれていますが、それは、実際の評価結果と
いうよりも、センターを設置してこの問題を解決するという方法であって、実際の利用者
の方の評価の内容ではないということなので、今後計画を立てていく上で当事者の意見の聞き
取りがあると書かれておりますので、しっかりと当事者団体あるいは個人に対して意見の聞
き取りをしてそういった声を反映していくようにしていただきたいと思います。

それから、行政がなすべきなのか、例えば文化、スポーツのところなどは、特に地域の活
動が大事で、今回秦野市長さんが委員になっていらっしゃると思いますが、いろんなスポーツフェ
スとかをなさっていて、積極的にその地域の方々が参加できるようになっていると思うので
すが、実際に各市町村の事情を調べますと非常にそういうスポーツをするところの施設設備
がアクセシブルでなかったり、一般公共交通の事情が悪かったりというようなことで、結局
は横浜ラポールなどのような特定の場所に限られてしまう。県の行政と市町村ができるだけ
コミュニケーションが取れるような協議会などがあって、そことの連携はあるとは思って
いますが、より積極的に行うことでこのかながわ障がい者計画が実質的なものになっていくと思
いますので、そういったベースを持っていただきたいと思います。

それから、最後におそらくパブリックコメントの時には、手話での投稿等、コメントなど
ができるような形を取ってくださるのだと思いますが、併せてこの委員会には本人の会、「希

望」の小山さんなどが委員として参加されているわけで、この計画の易しい言葉版、概要版といえますか、計画全体がわかりやすい言葉で書かれているものというものを同時発行してパブリックコメントにかけるべきではないかなと思います。それが、また今の意思決定支援等を広めていこうと言っている神奈川ですから、その特性として少なくとも、易しい言葉版かながわ障がい者計画というのを作るといえることをお願いしたいと思います。

この審議会には本人の会の方もいらっしゃいますし、父母の会の会員もいらっしゃいますし、知的障がい者施設の協会の方や地域作業所の方もいらっしゃる、様々な関係する方々がいらっしゃるの、そういった方々のお力を借りて、そういったものを作成して、県民の意見を聞き取っていただきたいと思います。

(河原委員)

いつも思うことなのですが、何に関しても特に物理的な面が出てきており、情報という部分が少し弱いように感じています。今回、国の基本計画の中で情報アクセシビリティという観点が、強く打ち出されています。ですから県の計画の中にも情報アクセシビリティ、意思疎通支援の部分を含めて以上に強く打ち出していきたいと思います。意思疎通支援は手話通訳、要約筆記派遣というのは当たり前ですが、それだけではなく、様々な場所で聴覚障がい、または盲ろう者がすぐにコミュニケーションが取れる、情報を得ることができる、そういった環境の整備を考えていただきたいと思います。意思決定支援がありますけれども、これは、知的障がいや重い障がいを持っている方々だけでなく、耳が聞こえないという方々も、いろいろな情報が入らない、そのために意思決定につながらない、意思決定ができないという状況がありますので、その情報の大切さをもっと重く考えていただき、情報アクセシビリティ、意思疎通支援を強く加えていただきたいと思います。

それから、資料5-1に1から8項目が記載されていますが、この順番には意味があるのでしょうか。というのは、本来でしたら、最後の8番目、権利擁護、差別の解消のために取り組む内容というのは、一番大切なことになってくるのではないかと思います。その次に具体的な取組みが入ってくる、そういった書き方の方がよろしいのではないかと思います。この書き方も順番を考えていただければと思います。

最後に気になることですが、資料の6、項目ごとの主な地域の課題とある中の2番目ですが、情報アクセシビリティのこと、また意思疎通支援の充実ということが全く課題として載っていません。これは何故かと言えば、やはり地域の協議会のメンバーの中に聴覚障がい者がいないということが大きいのではないのでしょうか。当事者がいないので課題に挙がらない。ですから皆さんも課題があるということに気づかないでここまで来てしまったのではないかと思います。これは、私どもとしては非常に困ることです。もっと、地域、市町村の中でこの地域の協議会などでそれぞれの障がい当事者が必ず参加できるような働きかけをぜひお願いしたいと思います。

(安藤委員)

まず質問があります。資料4のこれからの計画の改定についての方向性の資料ですが、その中に3計画改定のポイントとありますが、二つ目のまる、「ともに生きる社会かながわ憲章」や津久井やまゆり園再生基本構想の全県展開を位置付ける。」とありますが、この全県展開の意味というものをもっと少し説明をしていただきたいというのがひとつ。

また、先ほどから自立支援協議会の意見を取りまとめた地域課題についての意見が出されておまして、確かにもっともだと思えますが、それはそれとして、地域の中で困っていることが挙げられてきていると思うので、その内容は今後計画を作成する際に重視する必要があります。その時に、県としてやるべきことと地域としてやるべきことが、この地域課題の中に含まれているような気がします。地域の中の連携体制というのはやはり地域の

中でしかとれないものですから、それは地域で努力する必要があると思いますけれども県としてやるべきことはこの中では何かということは、私自身もこれから考えていかないといけない、そういう整理がこの地域課題には必要なのかなと思います。

最後はお願いですが、先ほどから指摘がありますが、福祉人材の確保というのはかなり深刻な状況になってきています。例えば、人材センターとか県は研修体制を組むとか人材の育成をしているとかばらばらに取り組むのではなく、もっと福祉人材の確保育成に向けて総合的に取り組めるようなそういうスキームづくりを神奈川県全体で進めていく必要があるのではないかとの思いがあります。

そのあたりも計画の中で何か取り入れていただければと思います。

(堀江会長)

人材育成については去年も同じような議論をしたと思いますので、少しくリエイティブにあと5年間ありますので、何か仕組みを考えていく必要がある重大な問題だと思います。

(徳田委員)

現在、神奈川県弁護士会で「高齢者と障害者の権利に関する委員会」というのがありますが、そこの委員長をしております。

発言したいことはいろいろありますが、ここでは2点だけ申し上げたいと思います。

かながわ障害者計画の評価について、39ページ目ですが、障害を理由とする差別の解消の推進の評価で、「県民ニーズ調査では、障がいを理由とする差別や偏見が「あると思う」と回答した方が53.6%に上ることから」と法律の趣旨の理解が十分でないと書いてありますが、この53.6%をどういうふうに捉えられているのかということが気になる点です。この53.6%という数字が多いから、差別があるという意見が多いから法の趣旨の理解が十分でないというふうに捉えられているのだとしたら、ちょっと捉え方が不十分なのではないかと思っています。私は、この53.6%というのは、少ないと思います。実際に差別や偏見というのは絶対にあるはずで、53.6%にしか上っていないというところから計画を考えなくてはいけないという前提に立つ必要があると思います。当事者の方も差別ということにそもそも気がつかないということとか声を上げられないということがあるのではないかと思っています。私は障がいの問題に取り組んでおりますけれども、その中で感じるところでもありますし、もう一つは当事者に近い行政担当者が知らない、法律のことを知らない、理念を知らないという問題があるのではないかと感じる場合があります。具体的に言うと、差別解消法というと、「合理的配慮」がまるでキーワードのように使われることがあります。そもそもその前に直接差別ということが禁止されているわけで、こういった直接差別と合理的配慮の違いをどこまで現場担当者がわかっているのかといったところから、そういった問題点があるという認識のもとに計画を立ててもらえるといいのかなと感じました。

もう一点、スポーツに関してですが、東京オリンピック・パラリンピックに向けてということでいろいろなイベント等をやられるのは良いけれど、それだけではなくて、オリンピック・パラリンピック後にレガシーとして残さなければいけない、それ以後にも通じるものを残していくという観点から計画を立てていく必要があると思います。例えば車いすバスケットボールなど車いすのスポーツだとそもそも練習できる体育館がない、車いすを使うと床に跡が残ってしまいますので。県内の要所に練習環境をオリンピック・パラリンピック後まで残せるといった観点から計画を作っていただきたいと思います。

(猿渡委員)

私は障がいを複合的に持ってしまして、サンフラワーという知的の本人活動の方でも活動しています。障がい者計画は横浜では当事者を入れてわかりやすいものを作っていますが、

市町村によっては難しいところもあります。

障がいを持っている人だけではなくて、色々な人に分かりやすい障がい者計画としてほしいと思います。制度の内容は、分かりづらい部分があるので、生活の中でどのようなことが、どのようなことに繋がっているかという言い換えができるとうよいと思います。家族も含めて、分からないから制度も使えないとなっていると、申請することも難しいですし、困っている人にはこういうようなサービスがあってということをもっと知っていただく必要があります。

また、みな、傍聴に来たいと思っても、どんなところで、どんなことをやっているのか知らない方が多いので、こんなふうに神奈川がやっていきたいと思っていますということをもっと、当事者に伝える場を開いてもらえるとありがたいと思います。

(高橋委員)

基礎自治体の立場として一言言わせていただきます。

障がい者が地域で生活をするということを市ももちろん推進をしているわけですが、障がい者が地域で生活をするためには、生活の支援や就労の支援が非常に大切であり、そういう中で相談支援体制あるいは、就労支援体制をきめこまやかに作っていかなければいけないと常々思っています。ですが、なかなかそれが、より大きなくくりの中で体制づくりがされていて、地域が基礎自治体単位で相談支援体制あるいは就労支援体制というものが、十分構築されていないというようなところがあります。そこはぜひ、障がいの圏域にとらわれない中でももう少しもときめ細やかな体制を構築していただければなど、そういうことをよく検討していただきたいと思います。我々自身、そういうことで努力はしているのですが、国や県などの支援が非常に大事ですので、そのところぜひお願いしたいと思います。

(赤坂委員)

今回、平成 30 年度のスポーツに関わる予算が大幅に増えていることを見てとても嬉しく感じました。この中身を見てみると、環境に関わっているものが多いのですが、この環境ということで、人間、地域のスポーツ推進委員の中に障がい者のスポーツを担当する方を一人以上入れていってくださいということを以前から申し上げているのですが、その進捗状況というのはどんなものでしょうか。今すぐでなくて良いですからちょっと調べていただきたいと思います。というのは、今市長さんのほうからお話がありましたように横のつながりがほしいということです。行政というのは縦割りで、スポーツならスポーツ、障がい者は障がい者という感じになっていますが、障がいのほうから他の部局にプッシュするなりして、神奈川県の方針としてそこを強く地域に広げていってほしいと思います。

(堀江会長)

それでは、また 9 月 7 日にも議論する時間があると思いますので、そちらでご発言いただくということでお願いします。続きまして報告事項の津久井やまゆり園の再生について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料 7 により説明。

(堀江会長)

着実に進んでいることが確認できてありがたいと思います。これからもご報告ください。

(事務局)

議事の(1)の障がい者計画のところでは、ご意見賜りましたので、しっかり受け止めまして、関係部局とも共有した上で進んでいきたいと思えます。

安藤委員から全県展開の意味はというご質問をいただきましたのでお答えをさせていただきます。

昨年度この審議会でもご審議いただきまして策定しました県の障がい福祉計画の中でも津久井やまゆり園について再生基本構想に基づきまして今、共生社会推進課のほうから意思決定支援、安心して生活できる場の確保、地域生活移行の推進という取組みの報告をいたしました。この取組みを津久井やまゆり園の利用者だけではなく、県内の施設入所者全体に広げて、重度障がい者も含めた誰もが住み慣れた地域で暮らすことができる神奈川を作ろうと、そういうことで障がい福祉計画を策定いたしました。その考え方は今年度の障がい者計画の策定にあたってベースとして考えたいというふうにと考えていると、そういう意味でございます。

(堀江会長)

本日の議題、報告事項は以上になりますが、その他に何かありますでしょうか。

(伊部委員)

私は実は網膜症で、視力が大分低下して、明かりがあまり感じられないと言いますか、視力を矯正しても0.6かそれくらいしか出ないのです。今日の県の資料は特に問題ないのですが、添付されていた国の資料はカラー印刷を前提として作られていて、こういう会議の資料だとカラー印刷ではなく白黒で印刷されると私の視力でも読みづらいということがあります。これは、障害者施策審議会の資料だけでなく、県の他の一般に公開している資料の中でも白黒印刷だと読みづらいというものがいくつも散見されているところ。できれば、神奈川県庁におかれましては、資料を刷るときには、白黒印刷に耐えられるようなものでもととお作りになるよう進めていただくほうがよいと思います。私も今まで視力が良かった時には気が付かなかったのですが、視覚障がいの人にとっても非常に助かるのではないかと思います。これは、できれば福祉関連部局だけでなく、全庁的な課題ということでご検討いただければ大変ありがたく思います。

(事務局)

申し訳ございませんでした。これから以後、注意してまいります。

(堀江会長)

他にご意見なければこれで本日の審議は終了いたします。